

一般送配電事業者 10 社の託送供給等約款の変更認可申請に係る「国民の声」に対する見解（案）

（※電力・ガス取引監視等委員会において確認・回答すべき意見のみ掲載。その他は資源エネルギー庁にて回答）

令和 年 月 日

電力・ガス取引監視等委員会

※御意見の全体像が分かるように代表的な御意見を抽出し、整理しています。

※基本的に、いただいた御意見から抜粋したものです。明らかな誤字や変換ミス等は修正しております。

分類	意見内容	見 解（案）
発電側課金の制度について	<ul style="list-style-type: none"> ・調達期間等内の既認定 FIT/FIP を発電側課金の対象外とするのは公平性を欠く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネの導入拡大に伴い、導入が進む地域ほど系統の整備や調整力の確保に要する費用負担が重くなるなど、地域的な負担の偏りが顕在化しつつある中、発電側課金は、その負担が適切に需要家に転嫁される場合、課金相当額を受電地域の需要家が負担することにより、再エネの大量導入に伴う費用を地域間で公平に負担する効果が期待されています。発電側に新たな負担を求める発電側課金の円滑な導入に向けては、再エネの最大限の導入を妨げないよう、第 47 回総合エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会（令和 4 年 12 月）において議論が行われました。既認定 F I T / F I P（※発電側課金の導入年度の前年度の入札で落札した場合を含む。）については、賦課金で調整または適用を除外等するという選

		<p>択肢を示した上で、調整措置を行った場合には再エネ賦課金の上昇により国民負担が増加する懸念があり、調整措置の導入に係る事業者負担や事業の予見性に配慮が必要である一方で、本制度の政策目的の一つである立地誘導効果は限定的と考えられることから、調達期間等が終了してから発電側課金の対象とすることとされたところです。</p>
<p>発電側課金の単価について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の変更認可申請書に記載された発電側課金の単価（kWh、kW いずれも）は、11/27 の第 91 回制度設計専門会合の資料 4 で示された試算値と異なるが、試算後に単価が見直されたということでしょうか。発電側課金の単価は変わっていないということであれば、両者の差は何によるもののでしょうか。 ・また、消費税等相当額は料金率の 10%未満（概ね 9%前後）となっているが、10%にならない理由は何でしょうか。 ・今回の変更認可申請書に記載された発電側課金の単価（kWh、kW いずれも）は、12/20 の第 51 回料金制度専門会合の資料 3 で示された単価と異なるが、どちらが正しいのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご提示の、昨年 11/27 の第 91 回制度設計専門会合の資料 4 における発電側課金の単価については、第 86 回制度設計専門会合（2023 年 6 月）において提示した試算値に基づいて、第 90 回制度設計専門会合（2023 年 10 月）において公表した割引単価を付記したものです。第 86 回制度設計専門会合では、第 85 回会合において「協議を円滑に進める観点からも、発電側課金の料金水準が早めに分かることが必要不可欠。」との指摘があったことから、「課金単価の算定に必要なデータが現時点ではそろっておらず、現時点での仮定等を踏まえた試算となっている」との説明を付記した上で、大まかな料金水準をいち早く示す観点から試算値を提示したものです。 ・今回の各一般送配電事業者より申請された託送供給等約款変更認可申請書に記載された発電側課金の単価は、上記試算値とは異なるものとなっています。また、kW 課金単価については、割引相当額付加

		<p>単価込みの値を示しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、消費税等相当額に係るご提示の件は、各一般送配電事業者から提出された「消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書」におけるものと思料いたしますが、料金率から消費税等相当額を差し引いた後の数値に10%を乗じて得た数値は消費税等相当額と一致いたします（料金率は消費税等相当額を足し合わせた税込みの数値となっております）。 ・ご提示の今回の変更認可申請書に記載された発電側課金の単価（kWh、kW いずれも）が、昨年12/20の第51回料金制度専門会合の資料3で示された単価と異なるとの点は、弊省では該当箇所について確認はできませんでしたが、当該各単価についてそれぞれの数値は一致しているものと認識しております。
<p>発電側課金の代理回収について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量調整供給契約にもとづく系統連系受電サービス料金の代理回収委託業務について、いずれの約款にも明確な位置づけがない。該当箇所（下記）に記載された「系統連系受電契約」が、代理回収委託業務を包含している、と考えてよいのか。今回の託送供給等約款に、この重要な付帯文書のひな形が含まれていないことは適切か。 ・小売事業者が、代理回収業務の一部または全部の受託を拒否した場合、発電量調整供給契約そのものが締結できないまたは無効となるのか。 ・またいずれの約款にも、「(2) 発電契約者が発電量調整供給契約を 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の代理回収業務は、発電契約者が一般送配電事業者を代理して発電者との間で系統連系受電契約を締結した上で、発電契約者が発電者に係る料金、延滞利息および契約超過金を期日までの間、一般送配電事業者に代わり発電者から受領し、一般送配電事業者があらかじめ定める支払いに関する期日までに引き渡す業務のことを指すものと理解していますが、各一般送配電事業者の託送供給等約款において、そうした旨はご指摘の「契約の要件」の箇所

希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。」最後のなお書きに、「当社は、発電契約者に対して、系統連系受電契約の締結または変更について、当社を代理する権利を付与いたします。」と指定されている。この系統連系受電契約の変更権を行使することで、発電契約者である小売は、代理回収業務の範囲を限定できる、と考えてよいか。

・各送配電事業者から指定された発電側課金額を、厳格に順守して、当該発電者に請求する義務はあるのか。それとも従来の託送料金と同様、あくまで各送配電事業者から請求された総額を納めることが発電契約者の義務であり、発電契約者から発電者への配賦・レートメイクについては、両者同意の範囲内で任意なのか。

・発電者向けの適格請求書の発行者は、送配電事業者になると考えてよいか。

・支払期日を超過した場合、未収分に係る回収業務は、本来の債権者である送配電事業者が実施する、と考えてよいか。

<該当箇所>

該当箇所・・・各社が発電側課金の代理回収について、規定していると思われる、「8 契約の要件」に該当する以下の箇所。

北海道 p09-12、東北 p08-10、東京 p11-15、中部 p13-19、北陸 p10-13、関西 II-1 - II-5、中国 p12-16、四国 p09-12、九州 II-1 - II-5、沖縄 p11-15。

に記載されています。

・また、代理回収業務は、系統連系受電契約に基づいて発電者が一般送配電事業者に支払うべき料金等を、一般送配電事業者に代理して発電契約者が発電者から受け取り、一般送配電事業者に支払うものであり、約款の「料金の算定および支払い」にも記載されているように、期日までに発電者が発電契約者に支払いを行わない場合等においては、一般送配電事業者が発電者に対して直接請求を行うこととなります。このため、発電契約者が発電者に請求する金額や時期等については、一般送配電事業者と発電者の間で締結される系統連系受電契約の条件に従うことが想定されています。また、発電者向けの適格請求書の発行者は、全エリアとも、一般送配電事業者になると考えられます。

・なお、発電契約者が発電者との間で、発電量調整供給契約に基づき、一般送配電事業者を代理して締結する系統連系受電契約は、約款にも記載されている、一般送配電事業者と発電者が直接締結する契約内容に即したものになります。また、託送供給等約款は、電気事業法第18条第1項に基づき定められる託送供給及び電力量調整供給に係る料金その他の供給条件であり、その内容に、発電契約者が発電者との間で、発電量調整供給契約に基づき、一般送配電

		<p>事業者を代理して締結する系統連系受電契約のひな形が含まれていないことは、必ずしも不適切なことではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般送配電事業者においては、これまで発電契約者に対する説明会を開催するとともに、ウェブサイト等に資料を掲載するなどして、発電契約者が行うべき実務的な手続きについて周知してきていると認識していますが、発電契約者からの個別の問い合わせに対する対応など、今後も関係事業者に対して丁寧に説明を行うことを求めています。
<p>需要側託送料金のレートマークについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・需要側託送料金のレートマークにおいて、従量料金単価のみを下げることではなく、基本料金も下げ（基本料金回収率を下げ）ることで、高使用層に比べて低使用層の値下げ率が低くならないようにしていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業者からは、今般の申請内容について、昨年12/20の第51回料金制度専門会合において、概ね、使用量による需要家間の負担の差異も考慮しつつ、安定供給や再エネ導入拡大等に資するため基本料金による回収比率を高めるように変更している、との説明がありました。 ・需要側託送料金における各料金メニューの基本料金、電力量料金の具体的な設定方法については、規則や審査要領では特段定められていませんが、同専門会合において、電気事業法第18条第3項及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第25条に整合的な設定になっているかについて審査することと整理がなされました。[本委員会への報告時には、御審査結果を記載予定]

		<ul style="list-style-type: none"> ・なお、最終的に需要家に請求される電気料金については、需要側託送料金のみならず、発電事業者に課される発電側課金からの転嫁分、需要家のニーズなど、様々な要素を勘案して小売電気事業者が設定するものと考えています。このため、今回の需要側託送料金の改定を踏まえて、電気料金の基本料金がどのようになるかは、一概には言えないものと考えています。
<p>料金改定影響について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この改定による料金の変化のモデルケースを示して欲しかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の需要側託送料金の変更に伴うモデルケースでの影響については、昨年12/20の第51回料金制度専門会合において各事業者から提出がなされた資料3-1～3-10に記載があります。 ・電気料金への影響については、同専門会合の参考資料3の10ページに記載のとおり、本年4月以降、需要家が最終的に支払う託送料金相当額（発電側課金部分を含みます。）は、小売電気事業者が契約している発電事業者の違いによって少しずつ異なり、この結果、需要家が小売電気事業者にお支払いいただく電気料金についても若干の変動が生じる可能性があります。